

赤穂市
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
[概要版]

赤穂ゼロエミッション
～持続可能な循環型社会の形成～



令和4年4月
赤穂市

計画策定の趣旨

- 国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などをめざす「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。
- 本市では上位計画である「2030赤穂市総合計画」や「赤穂市環境基本計画」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れた計画を策定するなど行政計画も大きく変化しています。
- これらのことを踏まえ、平成24年3月に策定した「赤穂市ごみ処理基本計画」の全体を見直し、新たに令和4年度から令和12年度までを計画期間とする本計画を策定するものです。

計画の主体

- 計画の主体は、「市民」、「市民団体」、「事業者」、「行政」となります。各主体には、循環型社会及び脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するために連携・協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。



市民



事業者

連携・協働

市民や事業者等との
連携・協働による取組



市民団体

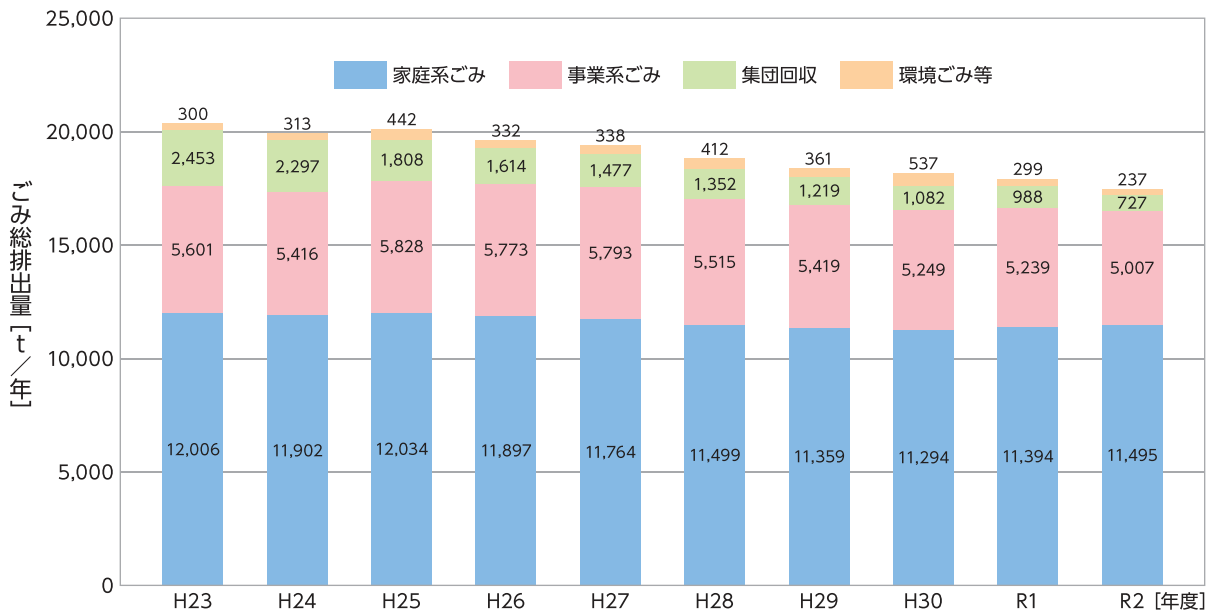


行政

ごみ処理の現状

■ごみ総排出量の状況

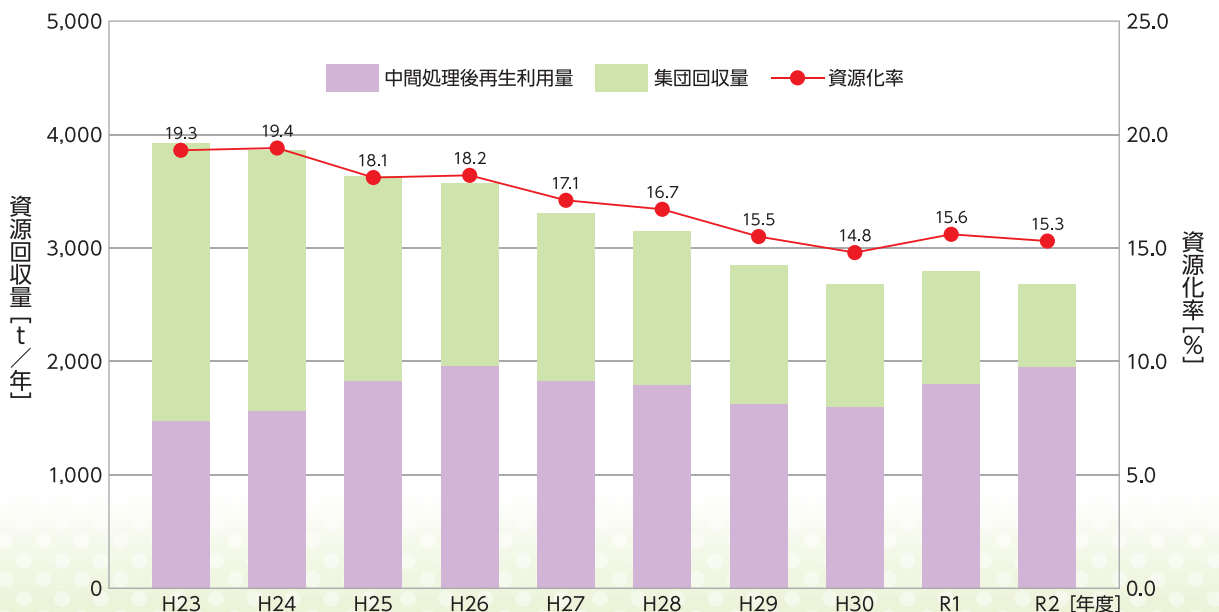
ごみ総排出量は、家庭系ごみが約7割、事業系ごみが約3割の構成となっています。家庭系ごみ、事業系ごみともに概ね減少傾向にあります。1人1日当たりごみ総排出量は、兵庫県平均や全国平均と比較して多い状況です。



出典：赤穂市資料

■資源化の状況

資源化量及び資源化率は、集団回収量の減少を受け、全体として減少傾向で推移しています。また、資源化率も令和元年度約15%と減少傾向で、全国平均を下回っていますが、兵庫県平均と同程度となっています。



出典：赤穂市資料

基本理念

■令和3年3月に策定した「赤穂市環境基本計画」の取組方針を踏まえて、本計画の基本理念を設定しました。

赤穂ゼロエミッション ～持続可能な循環型社会の形成～

基本方針

■基本理念の実現に向けた3つの基本方針を下記のように設定しました。

【基本方針Ⅰ】
発生抑制・排出抑制・
再使用の推進

市民・市民団体・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、ごみを出さない・減らす意識の醸成のための普及啓発を図り、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用の取組を推進していきます。

【基本方針Ⅱ】
資源循環の推進

市民・市民団体・事業者・行政がお互いに協力して、再生利用に取り組みやすい仕組みをつくり、環境負荷や低炭素化に配慮しつつ、ごみの減量化・資源化を推進していきます。

【基本方針Ⅲ】
適正処理の推進

収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、環境負荷の低減や低炭素化、また費用対効果に配慮しつつ、資源化を含めた適正な処理を行っていきます。

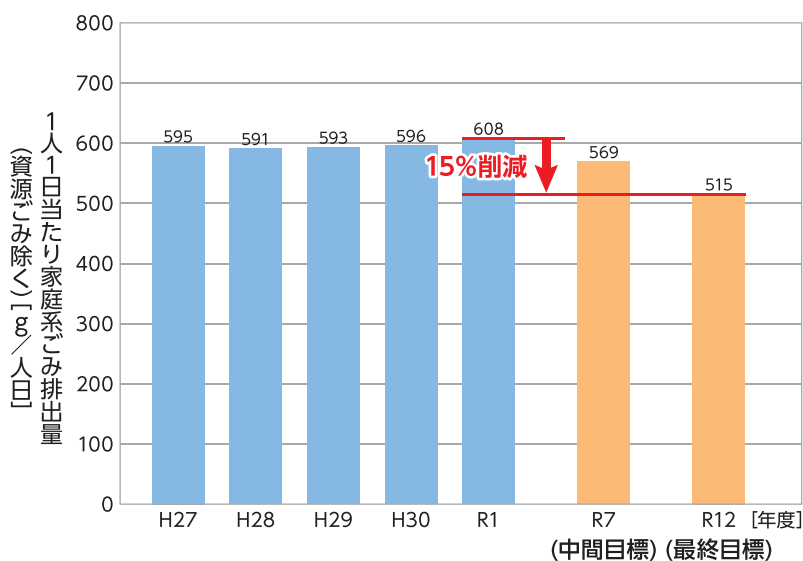
計画の目標

目標1

家庭系ごみを
約15%削減します。

【指標:1人1日当たり家庭系ごみ排出量】

※市民1人1日当たり「食パン4～5枚切り1枚分」の削減を目指します。

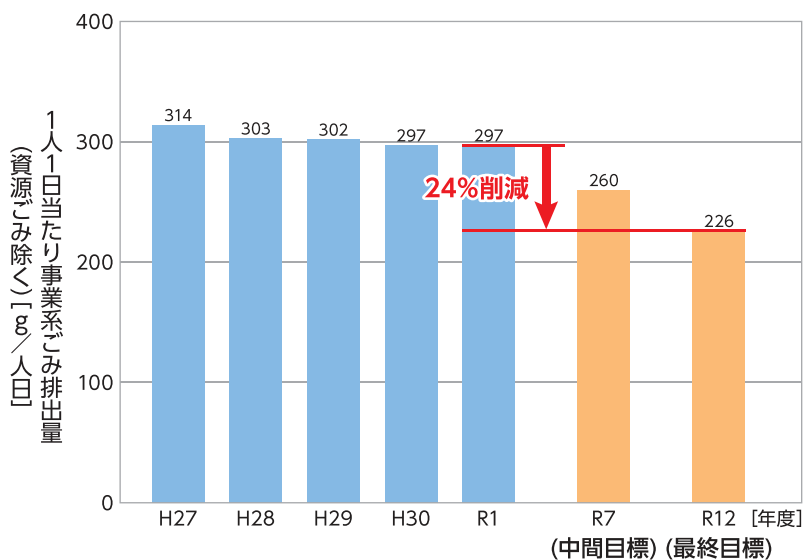


目標2

事業系ごみを
約24%削減します。

【指標:1人1日当たり事業系ごみ排出量】

※市民1人1日当たり「新聞紙4枚分」の削減を目指します。

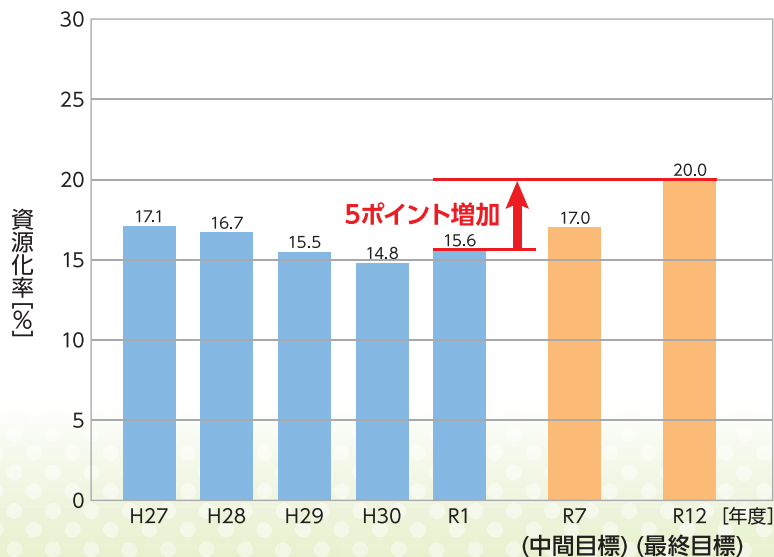


目標3

資源化率を
約20%以上とします。

【指標:資源化率】

※市民1人1日当たり「レジ袋(大)2枚分」の資源化増を目指します。



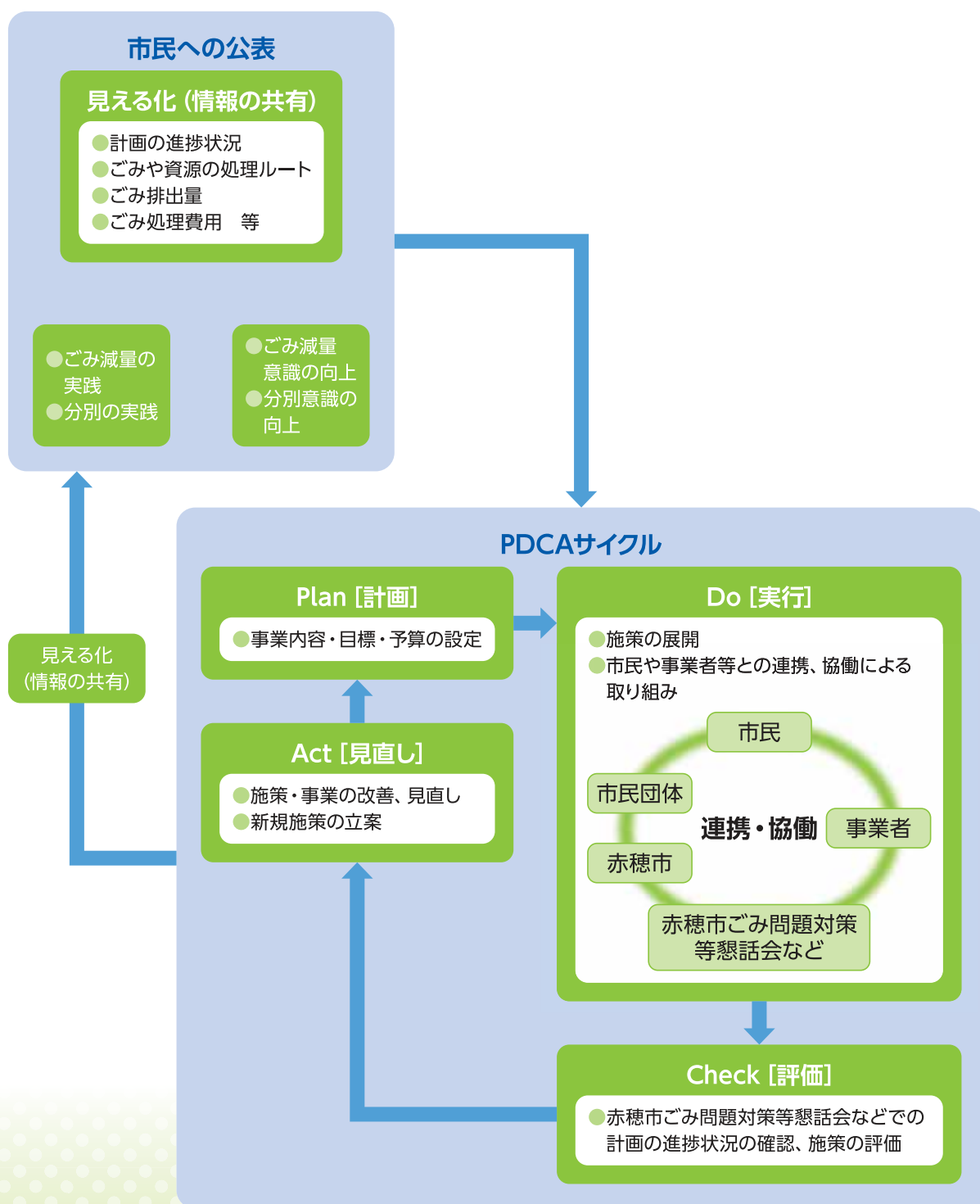
計画の基本施策

- 基本理念である「赤穂ゼロエミッション～持続可能な循環型社会の形成～」に向けて、ごみの減量・資源化施策に取り組んでいきます。
- 本計画では、目標の達成を目指して、3つの基本方針のもと、25の基本施策を展開していきます。

基本理念	基本方針	基本施策	施策の位置付け		
赤穂ゼロエミッション ～持続可能な循環型社会の形成～	基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	1-01 啓発・情報提供の充実		拡充	
		1-02 環境教育・環境学習の充実		拡充	
		1-03 各種イベントの開催	継続		
		1-04 資源循環体制の充実		拡充	
		1-05 家庭系生ごみの減量化の推進		拡充	
		1-06 食品ロス削減の推進			新規
		1-07 ごみ処理有料化の検討	継続		
		1-08 事業所に対する排出抑制指導体制の整備	継続		
		1-09 プラスチックごみ発生抑制の推進			新規
		1-10 グリーン購入の推進	継続		
	基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	2-01 分別強化の推進			新規
		2-02 容器包装等資源化の推進		拡充	
		2-03 資源循環推進のための支援制度の充実		拡充	
		2-04 剪定枝の資源化の推進	継続		
		2-05 小型家電製品の資源化の推進	継続		
		2-06 中間処理施設での資源化の推進		拡充	
		2-07 資源物の抜き取り防止対策	継続		
	基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	継続		
		3-02 高齢者等への対応	継続		
		3-03 事業系ごみの適正処理の推進		拡充	
		3-04 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	継続		
		3-05 中間処理施設の整備推進		拡充	
		3-06 最終処分場の整備推進			新規
		3-07 災害廃棄物の適正処理に向けた対応		拡充	
		3-08 適正処理困難物等への対応	継続		

計画の推進と進行管理

- 本計画で掲げる目標の達成には、市民、市民団体、事業者及び行政の各主体がそれぞれに求められる役割を理解し、協働しながら、それを行動に移すことが必要です。
- 本計画を円滑・着実に、また、より高次の取組の展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。



家庭でできるごみ減量あれこれ

●「食品ロスの削減」運動

食品ロスを削減して、家庭系ごみの約1割（市全体で年間約1,000トン）を削減しましょう！

①「使い切り」

冷蔵庫や冷凍庫の整理整頓をして、食材を使い切りましょう！

②「食べきり」

- ・買い物前に在庫チェックを徹底し、必要な量の食材を購入しましょう！
- ・今まで捨てていた野菜の芯や皮などを使ったエコクッキングに挑戦してみましょう！



●「生ごみの水切り」運動

生ごみをひとしぼりして、生ごみを約1割削減しましょう！

- ・家庭から捨てられる生ごみの約8割が水分です。
- ・生ごみの水切り効果は、1人1日約20gといわれています。
- ・1年間続けると1人7.2kgの削減効果があります。（市全体で年間約300トン）



●「紙ごみの分別」運動

- ・チラシやメモ用紙など、つい燃やすごみとして捨ててしまいがちな「紙ごみ」も分別すればリサイクルできます。
- ・ごみステーションに分別して出せば、燃やすごみの削減につながります。



赤穂市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 ～概要版～

令和4年4月発行

赤穂市市民部美化センター

赤穂市中広1494番地 TEL(0791)42-3841 FAX(0791)42-3486

E-mail:bika@city.ako.lg.jp